

令和 7 年 10 月 20 日

令和 8 年度 大阪府立高等学校・府立中学校スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー  
新規採用選考受験案内

大阪府教育庁

大阪府教育庁に配置するスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーを募集します。

本採用は、令和 8 年度大阪府の予算の成立を前提に実施される停止条件付き事業です。そのため、大阪府の予算の成立をみなければ、採用を募集したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

なお、このことに伴い、貴方に損害が生じた場合にあっては、府ではその損害について一切負担をしません。

## 1 応募要件

次の項目のすべてに該当する者に限ります。

- (1) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- (2) 地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由（参考）に該当しない者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者
- (4) 次のいずれかに該当する者
  - (i) スクールソーシャルワーカーとしての勤務経験年数が 5 年以上の者
  - (ii) スクールソーシャルワーカーとしての勤務経験年数が 3 年以上、かつこども家庭支援領域でソーシャルワークの経験が 2 年以上ある者
  - (iii) スクールソーシャルワーカーとしての勤務経験年数が 2 年以上、かつこども家庭支援領域でソーシャルワークの経験が 3 年以上ある者

## 2 職務内容

スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーは、概ね次の業務を行います。

- (1) スクールソーシャルワーカーへの指導・助言
- (2) 大阪府立高等学校・府立中学校のチーム支援体制構築に向けた教職員への助言
- (3) 大阪府教育庁からの指示により派遣される大阪府立高等学校・府立中学校における以下の業務
  - ① 児童生徒等や保護者に対する相談援助
  - ② 教職員へのコンサルテーションおよび研修の実施
  - ③ 学校内のチーム支援体制の構築に向けたケースマネジメント
  - ④ 関係機関とのネットワーク構築に向けた活動
  - ⑤ 大阪府教育庁が定期的に主催する連絡会・研修会等への参加
  - ⑥ その他、勤務先の校長・准校長及び大阪府教育庁が必要と認めるもの
- (4) その他、大阪府教育庁が必要と認めるもの

## 3 身分・職務等

- (1) 職名・職種  
大阪府立高等学校・府立中学校スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー（パートタイムの会計年度任用職員）
- (2) 任期  
採用された日から令和 9 年 3 月 31 日まで。
- (3) 勤務場所・勤務時間等  
大阪府教育庁教育振興室高等学校課で勤務し、大阪府立高等学校・府立中学校からの要請に

応じて学校へ派遣します。勤務時間等については、以下のとおりです。

【週4日勤務の場合】

1日あたり6時間、44週程度を予定しています。

なお、事情により、変更する場合があります。

勤務時間帯については、大阪府教育庁との協議により決定します。

【週3日勤務の場合】

1日あたり6時間、35週程度を予定しています。

なお、事情により、変更する場合があります。

勤務時間帯については、大阪府教育庁との協議により決定します。

(4) 報酬等

1時間につき5,200円（交通費別途支給）

なお、報酬等は、変更される場合があります。

期末手当、勤勉手当の支給対象（※）となります。

※当該年度における任期が6月以上、かつ週当たりの勤務時間が15時間30分以上の職員に限る。

(5) 研修

大阪府教育庁は、採用者に対し、勤務の一環として、年度当初に連絡会議を開催するほか、情報交換及び専門性向上のための研修を行います。

(6) 懲戒・分限

地方公務員法上の懲戒・分限処分が適用され、また服務上の措置も対象となります。

(7) その他

人事評価の対象となります。

1年間の雇用期間で週当たりの労働時間が29時間以上の方は、労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェック等を行います。

#### 4 募集予定者数

週4日勤務 2名程度

週3日勤務 3名程度

#### 5 応募の手続

持参での受付は行いませんので、必ず郵送で申し込んでください。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あて先  | 〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目<br>大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課 生徒指導グループ                                                                                                                                                                                                                                    |
| 受付期間 | 令和7年10月20日（月）から令和7年11月20日（木）まで（必着）                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 申込方法 | 必ず「簡易書留」で、 <b>長形3号封筒（12cm×23.5cm）</b> の表側に「 <b>S S W S V選考申込</b> 」と朱書きしたもので、下記提出書類に必要事項を記入のうえ提出してください。                                                                                                                                                                                   |
| 提出書類 | ① 令和8年度大阪府立高等学校・府立中学校スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー応募用紙 <b>1部</b><br>② 返信用封筒 <b>2通</b> （受験日時決定通知送付及び合否決定通知送付のため）<br>（長形3号封筒（12cm×23.5cm）に110円切手を貼り、郵便番号、住所（マンション名、〇〇方等詳しく記入）、名前を明記したもの）<br>③ 社会福祉士又は精神保健福祉士の登録証（両方の資格を取得している方は両方の登録証）の写し1部を同封してください。<br>④ （受験日に持参し受付にて提出）模擬研修資料 <b>4部</b> ※別紙1参照 |

#### 6 選考日時・場所等

(1) 日時・会場

令和7年12月2日（火）～12月10日（水）のうち、いずれか1日

※12月6日（土）7日（日）を除く

大阪府新別館北館

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目

（集合日時は、返信用封筒に記載されている住所に郵送にて別途通知します。）

（2）選考方法

模擬研修（1人5分程度）及び個人面接（1人20分程度）

※スクールソーシャルワーカー（拠点校型）を同時に受験される場合は、1回の選考（スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー採用選考方法による）で併せて選考します。

（3）選考基準（主な評価の観点）

- ① 児童生徒等の権利擁護の観点に立ち、児童生徒等、保護者の相談に積極的に応じることができるか。
- ② ソーシャルワークの観点を取り入れたケース会議のコーディネートができるか。
- ③ ソーシャルワークの観点から学校と連携を図る関係機関とのネットワーク構築のための方法を示すことができるか。
- ④ スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーとしての人材育成能力及び指導力が備わっているか。

7 選考結果の通知

令和8年1月7日（水）に、受験者全員に対し結果通知書を発送します。また、同日午後5時以降に大阪府教育庁教育振興室高等学校課Webページにおいて、合格者の受験番号を発表します。なお、電話での可否に関するお問い合わせにはお答えできません。

※インターネット検索の場合は、「大阪府 生徒指導グループ SSW」と入力してください。

8 採用までの手続き

- （1）選考の結果、合格者を採用候補者名簿に登録します。この名簿の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。
- （2）令和8年4月1日付けの採用者には、令和8年2月下旬にその旨通知します。

※採用候補者名簿に登録された場合であっても、欠員の状況等により採用されないことがあります。

9 勤務条件等

別表のとおり

10 注意事項

- （1）同時に募集しているスクールソーシャルワーカー（拠点校型）とスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーの両方に応募することが可能ですが、それぞれへの申込が必要です。また、勤務はいずれか一方となります。
- （2）応募用紙等に虚偽の記載があった場合は、すべて無効となります。また、候補者名簿に登録後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
- （3）提出書類等については、返却いたしません。
- （4）選考会場への問い合わせは厳禁とします。

## 参考

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

附則 （平成十一年一月二日法律第一五一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

《問合せ先》

大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課 生徒指導グループ

電話番号 ０６－６９４１－０３５１（内線３４３２）